

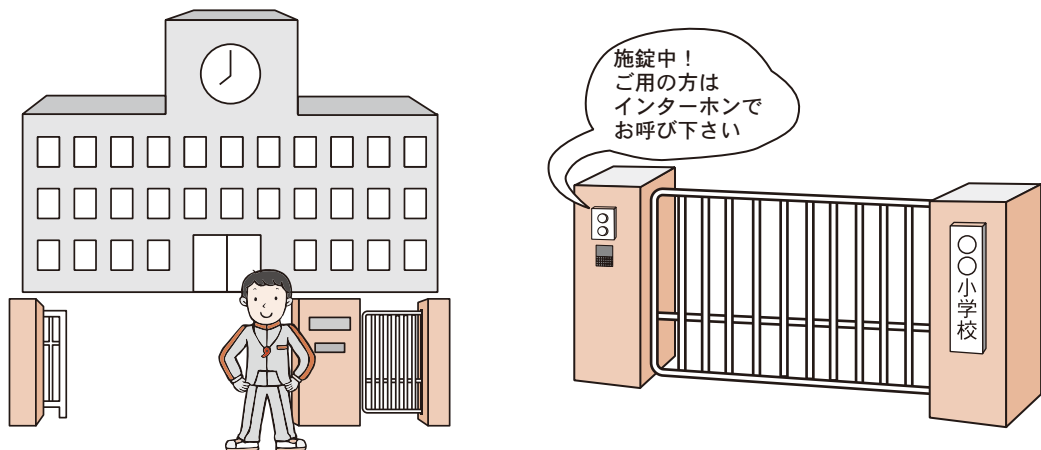
2 児童等の安全の確保のための指針

(1) 学校等の安全対策

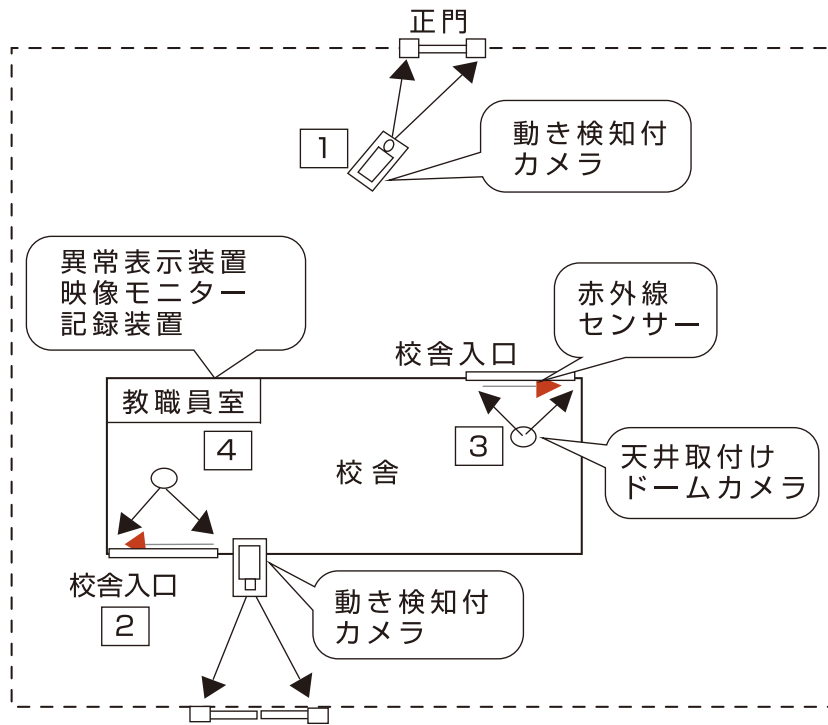
イ 学校等への不審者侵入防止体制の確立

(イ) 敷地内への不審者侵入防止対策

- 門・塀で囲まれている学校については、出入口を限定し、登下校時以外は原則として門は施錠しておく必要がある。また、門を開けている間は、教職員や保護者、スクールガードリーダー等の地域のボランティア、警備員が立ち会い、子どもの安全を見守るようにする。
- 不審者の進入防止や犯罪防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- 門は、学校や地域の状況に応じ、来校者の確認のためのインターホン、侵入監視のためのセンサーライトやセンサーブザー、防犯カメラ、遠隔操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置等について検討する必要がある。

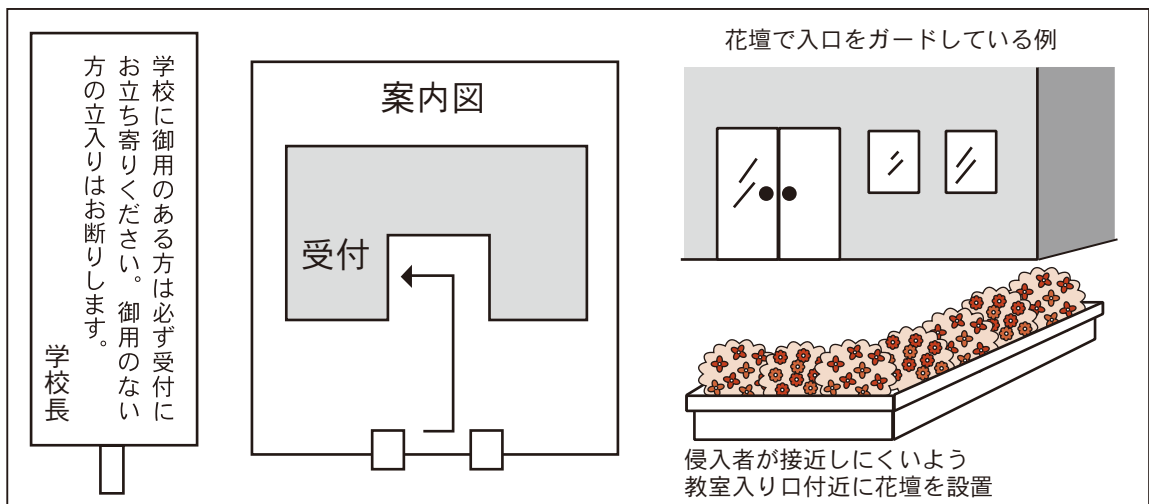


- 防犯カメラを設置している学校は、モニターを意識的にチェックする体制づくりをすることが重要である（門での子どもの見守りと防犯カメラによる二重のチェック）。
- 特に、登下校時等門が開放されている時間帯に保護者や地域のボランティア等の協力を得ながら、見守り活動を交代制にすることで、個人にかかる負担の軽減を図る。
- モニターは各学校でチェックするとともに、教育委員会等で各学校のモニターの画像を、二重にチェックすることも有効である。
- 学校や地域の状況に応じて、不審者侵入防止の効果的な方法を工夫検討をすることが大切である。



(ロ) 敷地内での不審者の発見・排除対策

- 門から校舎への入口（受付）までの動線を明確にして、初めての来校者にも分かるように、案内の看板を門の周辺等に示しておく。
- 動線は職員室等から見通せるように、また、児童等が活動するスペースとはっきり分けて設定する。



- 不審者を早期に発見し、校舎内に入れないうために、教職員、保護者、地域のボランティア、警備員等が、授業中や昼休み、休憩時間等に屋外運動場等敷地内の巡回を行う。



(ハ) 校舎・建物内への不審者の侵入防止対策

- 正規の来校者も含め、原則としてすべての来校者の対応を受付に集中する。このため、学校の状況に応じて、案内看板の設置、地域のボランティア等による誘導、非常時の避難に配慮しつつ校舎の必要のない出入口の閉鎖等を行う。
- 受付では、教職員等が応対して来校者をチェックする。
- 受付後に識別が可能ないように、来校者を確認し、名札等を着用させる。



※来校者は名札等を着用する。

- 学校関係者が来校者と応接できるスペースを受付の近くに設け、原則として来校者に対しては応接スペースで対応するようにする。特に、来校理由がはっきりしない来校者に対しては、応接スペースで複数の学校関係者で対応する。
- 職員室等は、来校者の動線や屋外運動場を見渡すことができ、不審者侵入時に即応できる位置に配置する。



ポイント

■登校時：出入口を限定して門を開放する。

登校時間中に教職員や地域のボランティア等が門や通学路の要所等に立って子どもの見守り活動を一層進める。

■授業中、休憩時間等：原則として門は施錠しておく。

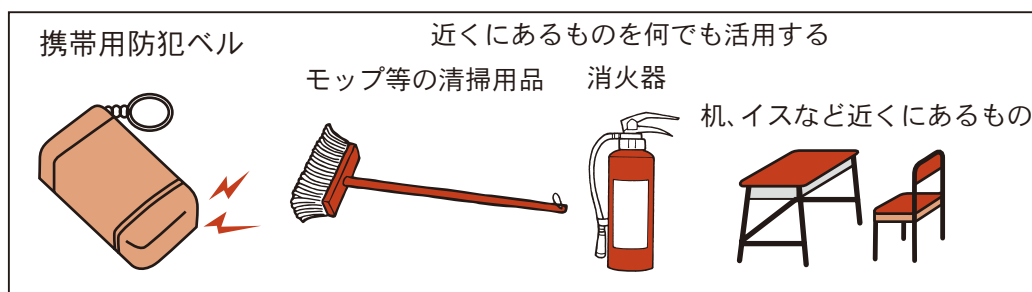
■下校時：出入口を限定して門を開放する。

門を開放している時間帯は、見守り活動を交代制にするなどして個人にかかる負担を軽減しながら地域のボランティアの協力を得たり、警備員を置いたりするなど、門で子どもの安全を見守る。

□ 児童等の安全を守るための設備等の整備

(イ) 安全を守るための器具等の整備

- 不審者の侵入等の緊急時対応のために、安全を守るための器具を備えておく。器具としては、さすまた、盾、催涙スプレー、ネット、つえ等が効果的である。
- こうした器具については、児童等が防御以外の目的に使用することがないように、管理の徹底を図る。
- 警察官等の協力を得て、万一の場合に適切に使用できるように訓練しておく。



(ロ) 防犯カメラの効果的な設置場所

- 出入口を確実に撮影できるように設置する。
- 見通しが確保できず、死角となっている場所に設置する。
- 「防犯カメラ作動中」などと表示し、来訪者に防犯カメラが設置されていることを示す。

(ハ) 安全を守るための訓練の実施

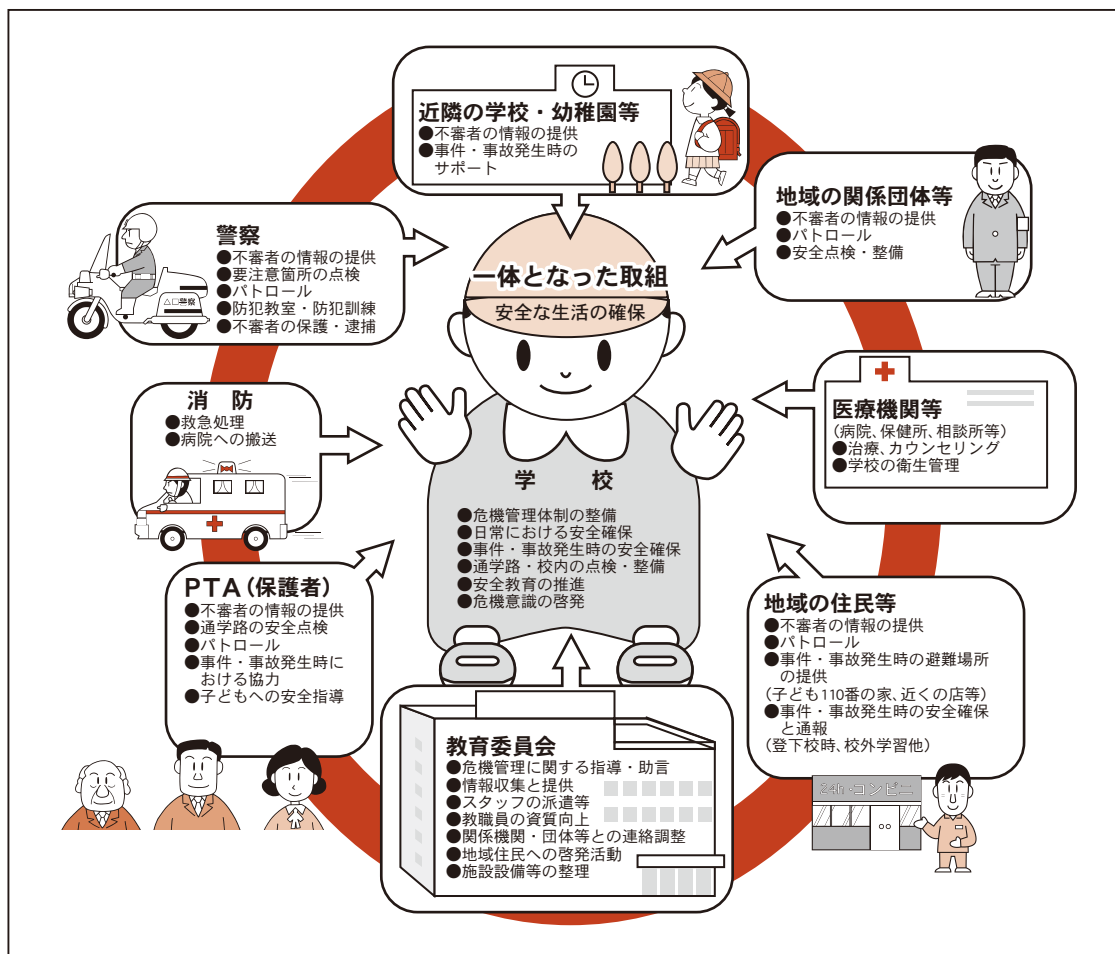
- 学校への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番(119番)通報や教育委員会等への連絡が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。
- 学校に警察との連絡システムがある場合には、使用方法についても十分周知しておく。
- 110番通報の後、警察官が到着するまでの間、教職員自身の安全を守りつつ不審者から子どもを守る訓練を、警察官等の協力を得て行っておく。



ハ 学校、地域、家庭が連携した安全で安心な学校づくり

(イ) 地域ぐるみの安全で安心な学校づくり

- 安全で安心な学校づくりのためには、学校関係者の努力に加え、地域社会の協力の下、地域ぐるみでの取組を推進する。
- 学校内外で腕章等を身に付けて警備に当たるボランティアがいることは、門等の出入口の管理とともに、犯罪を起こそうと考えている者に対して心理的な抑制効果がある。



(ロ) 地域に開かれた学校づくりと学校の安全

- ルールに従って、地域の多くの人々が学校を訪れ、学校の様々な活動へ協力することにより、学校が活性化され、同時に、多くの人々の目で子どもの安全が見守られ、学校の安全性を高めることができる。
- 「地域に開かれた学校づくり」の推進は、地域と連携した学校の安全確保が絶対条件である。学校や地域の学校安全に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた「地域に開かれた学校づくり」を進めることが大切である。
- 学校開放時には、開放箇所と非開放箇所の区別を明確化し、校舎内に掲示する。

ポイント

来校者に求められるルールとして、事前に用件を電話等で学校に伝え、来校の予約をしておくことなどがが必要です。また、各学校は来校のルールについて、学校の門に掲示したり、学校便りや自治体の広報誌を活用したりすることにより、地域の人々にお知らせしておくことが大切です。

ハ) 学校と警察の連携の推進

- 学校と地元警察署、教育委員会等と警察との間で十分な意見交換ができる場の整備
学校と地元の警察署及び教育委員会と警察との間で、学校の安全対策や児童等の安全対策等の面で密接な意思疎通を図るため、関係者間で協議会の設置、定期的な情報交換を行う。
- 学校の実情に応じた巡回の強化
学校や教育委員会等から要請があった場合には、関係者が協議して、それぞれの状況に応じ、警察によるパトロールや地域住民による見守り活動を行う。
あわせて、通学路の巡回や見守り活動が行われていることを広くお知らせするとともに、学校周辺でも、それが分かるような表示をすると、犯罪を起こそうとする者に対する心理的な抑制効果がある。
- 学校と警察が連携した実践的・効果的な安全教室等の実施
万一の事態に備えるためには、学校で避難方法や防御の手段・方法についての実践的・効果的な安全教室や訓練等を実施する。
安全教室等の内容は、児童等の円滑・迅速な避難のみならず、不審者に遭遇した場合に、警察官が到着するまでの間、学校に備え付けられている防御用の器具・装置を使用して、児童等と教職員自らの身を守る方法について取り組む。
- 警察等の協力による学校の施設や防犯設備、マニュアル等の学校安全体制の再点検の実施
警察官や学校の安全対策に知識を有する人の協力を得て、学校の施設設備、備品の状況やマニュアルの内容等について定期的に、又は、必要に応じて点検し、改善していく。また、ボランティアの養成・研修に当たって、警察等の協力を得る。
- 学校と警察との間の非常時の通報体制の整備と通報訓練等の実施
学校独自のより細かい「危機管理マニュアル」等の中に非常時の場合の通報の方法を定めておく。
さらに、警察と学校、教育委員会等が連携した通報システムの整備やそれを活用した訓練等を行う。
- 地域内での不審者情報や事件の情報の共有化
地元の警察の協力を得て、子どもたちへの不審な声掛けや事件等に関する地域安全情報の収集・提供システムを整備する。

(2) 通学路等の安全対策

イ 通学路の安全点検と要注意箇所への把握

登下校時の幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要です。

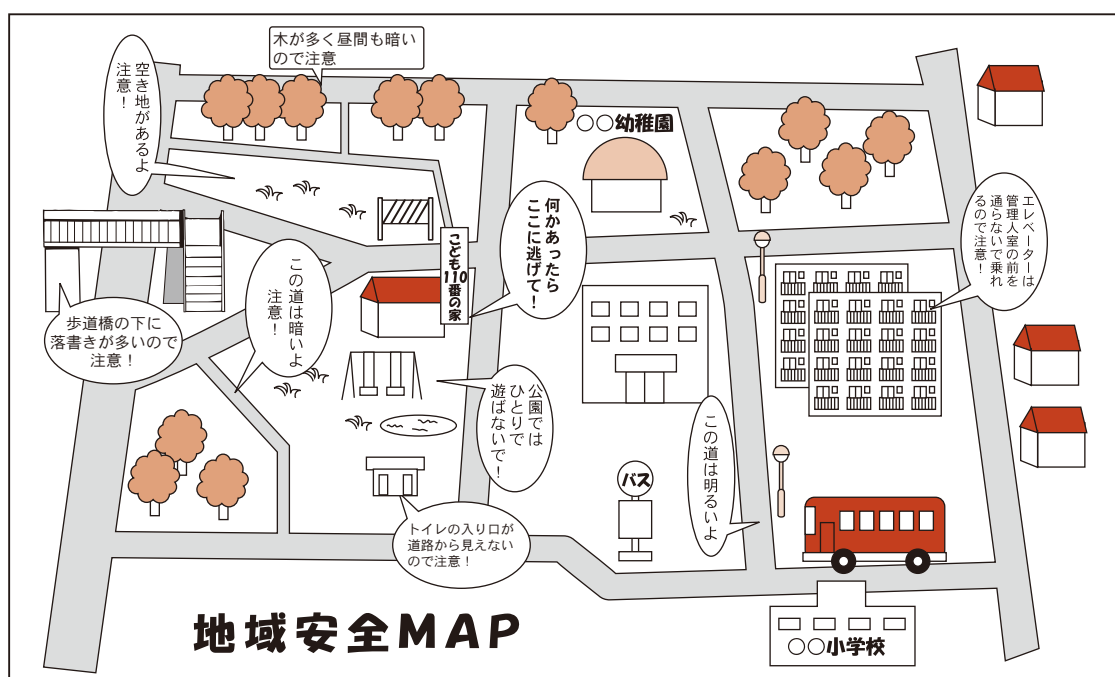
排除できない要注意箇所は、しっかりと把握し、関係者の共通認識を得て、改善することが必要です。

(イ) 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

- 教職員、保護者及び通学路等の管理者等が通学路を実際に歩き、交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定する。
- 冬期には、日没が早くなるので、必要な照度が確保されているか確認する。
- 通学路周辺の状況は変化することから、毎学期又は必要に応じて随時点検する。
- 点検等により、障害物の放置、落書き、トンネル状通路等の電灯切れなど好ましくない状況が発見された場合は、関係機関と連携をとり、速やかに改善整備する。

(ロ) 通学路の要注意箇所等の把握と周知徹底

- 通学路に関し、保護者や警察、地域等の関係者の間で共通認識を得ておくべき事項
 - イ 危険・要注意箇所（道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空家等人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通るなど）
 - ロ 公園や空き地等不特定の人が容易に入りやすい場所
 - ハ 交番や「子ども110番の家・店」等、非常時に児童等が駆け込める場所
- 把握した情報は、PTAや保護者会で配布し、説明して共通認識を得る。また、最寄りの交番や警察、自治会などにも資料を配布する。
- 児童等に対しても通学路の「地域安全マップ」の作成等を通して周知する。



ポイント**【地域安全マップの配慮点】**

- 「通学路安全マップ」作成に当たっては、学級活動や生活科、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動など様々な機会を活用して、児童等自身の参加により作成を進める。
- 様々な学年を組み合わせたグループを作り、保護者等とともに作成するなど、発達段階を考慮して作成する。
- 場合によっては、安全についての専門的な助言を得るため、警察官等の協力を得る。
- 児童等が実感をもって理解できるように、児童等自身による写真やイラスト、書き込みなども積極的に活用する。
- 作成過程の際に、「子ども110番の家・店」を含む住民へのインタビューを行うなど地域住民と触れ合う。

□ 登下校時の児童等の安全の確保

学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間等に関して警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、又は犯行に及ばせないために重要な要素です。

(イ) 安全な登下校方策の策定・実施

- 児童等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施する。

ポイント

- 教職員、保護者等の中で登下校方策について議論し、共通認識を得ておく。
- 小学校低学年の児童については、その安全がしっかりと確保できるよう、それぞれの学校の置かれている状況に応じて取り組む。
 - イ 小学校低学年の児童が登下校時に一人にならないよう、上級学年とともに集団登下校する。
 - ロ 登下校の順路を工夫したり、学年ごとに異なっている下校時間をそろえる。
- 保護者や地域の方々の協力を得て、交代で同伴する。
- 学校行事等のため、登下校の時間が不規則になる場合も考えられるが、このような場合には、十分な時間的余裕をもって保護者にしっかりと知らせるとともに、警察や地域の関係団体等にも連絡して対策を講じておく。
- 冬期には、日没が早くなることもあり、部活動等で遅くなるような場合は、保護者に事前に連絡しておき、場合によっては保護者の迎えを依頼する。
- 子ども110番の家・店を把握するとともに、防犯ブザーや防犯ホイッスルを確実に携行し、定期的に正常に作動するか点検する。
- 遅刻、早退する児童等については、時間、登下校方法について、保護者と確認する。

(ロ) 児童等の登下校を地域全体で見守る体制の整備

- 保護者や地域のボランティア等の協力を得て、「あいさつ」や「声掛け」をしながら児童等の登下校を見守り、また、看板の設置等により地域全体が児童等の安全を見守っているという雰囲気を醸成する。

ポイント

- 保護者や地域の方々の協力を得て、児童等の登下校の見守りや通学路の巡回を実施する。なお、保護者の協力を得る場合等は、例えば交代で数か月に1回通学路に立てばすむようにするなど、個人にかかる負担を少なくするように配慮する。
- 保護者や地域の方々の理解を得るためには、PTAだけでなく、町内会等地域の様々な団体に協力を求める。
- 通学路の巡回等に参加する方々へ腕章や共通ユニフォーム、ステッカー等を配布し、目立つ形で児童等を見守る体制を示すことで犯罪抑制効果が期待できる。なお、悪用防止のため、腕章や共通ユニフォーム、ステッカー等の管理を徹底すること。
- 地域の境界や地域内の様々な場所に児童等の安全を守る取組についての看板等を設置し、協力の得られる店舗や住宅にステッカーをはるといった方策により、児童等の安全が地域全体で守られているという環境を醸成する。



(ハ) 登下校のルートや時間等に関する警察との情報の共有

- 児童等の登下校のルートや時間等を、最寄りの交番や警察署等に連絡しておき、必要に応じ、登下校時の巡回等について協力を依頼する。
- 警察では、学校周辺、通学路、児童公園等の児童等に対する犯罪が発生しやすい場所には、通学時間帯等を中心として、警察官による警ら・警戒活動を行っている。学校と警察との連携を深め、登下校に関する情報を共有することは、犯罪を防止する上でも重要である。
- 警察、教育委員会や各学校等様々な段階で密接な情報交換を行う。
- 登下校時の児童等の安全確保のための警察との意見交換、情報の共有のために、学校警察連絡協議会等を活用する。

ポイント

- 地域での子どもが被害となる事案の全般的な発生状況
- 性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等子どもが被害となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報
- 子どもが被害となる事案の発生が予想される場所についての情報

(3) 被害防止教育の推進

「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発達段階に応じた効果的安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てる。

イ 参加・体験型の訓練の実施

不審者から声をかけられた場合や危険な事案に遭遇した場合の対応訓練など、子どもに危険を回避する能力を身に付けさせる参加・体験型の訓練を実施する。

ロ 相談窓口における情報の共有化

子どもへの効果的な安全教育のため、子どもを対象とする各種相談窓口における子どもの安全対策に関する情報の共有化を推進する。



【参考資料】

- 1 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（平成14年12月文部科学省）
- 2 学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書（平成16年9月文部科学省委託調査研究）
- 3 学校安全のための方策の再点検等について（平成17年3月安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告）
- 4 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（平成17年12月文部科学省）
- 5 登下校時の安全確保に関する取組事例集（平成18年1月文部科学省スポーツ・青少年局）
- 6 学校施設の防犯対策事例集（平成18年2月文部科学省大臣官房文教施設企画部、国立教育政策研究所文教施設研究センター）
- 7 学校における防犯教室等実践事例集（平成18年3月文部科学省スポーツ・青少年局）
- 8 警察白書（平成16年版、平成15年版、警察庁）
- 9 みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月宮城県教育委員会）